

令和4年度第1回  
千葉県青少年問題協議会  
議事録

令和4年度第1回  
千葉県青少年問題協議会

日 時 令和4年7月12日(火) 午前10時から正午まで  
開催場所 千葉県教育会館 401会議室  
出席者数 13名  
出席委員 貞廣齋子委員、嶋崎政男委員、上條理恵委員、高橋祐子委員  
佐野麻美委員、後藤久子委員、濱詰大介委員、宮崎雄一委員  
黒坂典雄委員、三部ミヨ子委員  
県出席者 吉野美砂子環境生活部長  
県民生活課：轟洋子課長、中澤力生子ども・若者育成支援室長

議題等次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ (吉野環境生活部長)
- 3 議 事  
(1) (仮称) 第4次千葉県青少年総合プラン(仮)の策定について
- 4 その他
- 5 閉 会

～ 会議の成立 ～

【司会】

会議の成立について御報告いたします。

本日は、全委員 11 名のうち、10 名の御出席をいただいております。委員の過半数を満たしておりますので、千葉県青少年問題協議会運営要綱第 3 条第 2 項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

～ あいさつ ～

【司会】

それでは会議に先立ちまして、吉野環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

【環境生活部長】

(あいさつ)

～ 委員紹介 ～

【司会】

それでは、本年度 1 回目の会議となりますので、改めまして本日御出席の委員の皆様、自己紹介をお願いしたいと思います。貞廣会長からお願いいたします。

吉野部長につきましては所用のため、ここで退席させていただきます。

～ 議事録署名人の指名について ～

【司会】

それでは、これより議事に入ります。会議の議長は、千葉県青少年問題協議会運営要綱第 3 条第 1 項の規定により、会長が行うこととなっております。貞廣会長お願いいたします。

【議長】

改めましてよろしくをお願いいたします。会議の冒頭に、本会議の議事録署名人を決めさせていただきたいと思っております。議事録署名人でございますが、事務局から指名ということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

では、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

事務局といたしましては、上條委員と濱詰委員をお願いしたいと思います。

**【議長】**

それでは、上條委員と濱詰委員にお願いしたいと思います。

(了承)

ありがとうございます。お二方、よろしくお願ひいたします。

～ 議事（１）（仮称）第４次千葉県青少年総合プランの策定について ～

**【議長・貞廣会長】**

それでは、議事（１）の（仮称）第４次千葉県青少年総合プランの策定についてです。まず事務局から御説明願ひます。

**【事務局】**

それでは説明させていただきます。計画策定の趣旨ですが、第三次千葉県青少年総合プランの平成 30 年度から令和 4 年度の計画期間が今年度で終了することから、昨年度策定された国の子供・若者育成支援推進大綱を踏まえ、令和 5 年度からの次期プランを策定するものです。なお、策定にあたっては、情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化するとともに、青少年問題も多様化、複雑化していること、令和 3 年 4 月に策定された国の大綱において、すべての子ども・若者がみずからの居場所を得て成長、活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総がかりで子ども・若者の健全育成に取り組むとしていること等を踏まえて策定を進めて参ります。

続きまして、計画の位置付けですが、子供・若者育成支援推進大綱を勘案して、都道府県においても、子ども・若者育成支援に係る計画を策定するよう努力義務を定めており、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく都道府県計画になります。また、本県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進する計画で、庁内関係課において取り組む様々な分野にわたる子ども・若者施策を、網羅的に示すものです。言い換えますと、各課がそれぞれの分野で持っている個別計画や事業のうち、子ども・若者に関する取組を集約し、体系的に整備した計画となります。

次に、計画の期間ですが、基本的には 5 年間で令和 5 年度から令和 9 年度までを予定しておりますが、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化や国の動向、特に令和 5 年度から創設される子ども家庭庁における動向については注視して参りたいと考えております。

次に計画の対象ですが、本計画の対象とする子ども・若者は、乳幼児期から青年期、概ね 30 歳未満を対象としております。なお、ひきこもり、ニートへの対応等、施策によってはポスト青年期 40 歳未満までを対象としております。

続きまして、次期プランの骨子案、及び現計画からの主な変更点について御説明します。まず、子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題について整理拡充いたします。現計画では、子ども・若者を取り巻く環境の変化として、人口減少、少子高齢化、家族をめぐる状況などの4項目を記載しているのみですが、子ども・若者を取り巻く環境が複雑化、多様化していることから、次期プランでは、子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題の記載を充実させたいと考えております。そのため、まず、社会全体の環境の変化と課題について、少子化の進行やグローバル化の進展などの10項目を記載します。併せまして、子ども・若者の健全育成には、過ごす場ごとの課題を認識した取組が必要であることから、子ども・若者が過ごす場における状況の変化と課題として、家庭・学校など5項目を記載したいと考えております。

続いて3、目指す姿を新設したいと考えています。現計画では、プラン全体を包括する共通目標を特に設定していませんでしたが、次期プランでは、プラン全体を包括する共通目標となる、目指す姿として、例ですが、「社会のみんなで成長を支え、子ども・若者一人一人の可能性を広げる千葉」を新たに設定し、県民の皆様や、市町村、県庁内と共有した上で、課題に対する取組を進めて参りたいと考えております。また新たな柱を設置したいと考えています。具体的には柱3、創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援です。その理由としましては、大きな社会的変化・変革の中で、未来の千葉県を切り開いていくためには、新しい時代に的確に対応し、新たな発想で果敢に挑戦していく人材の育成や支援が必要と考えております。しかしながら、現計画においては、1の柱、子ども・若者の健やかな成長と自己形成、社会参画支援の施策の方向性で、グローバル人材の育成についての記述があるのみとなっています。この度、次期プランでは新たな柱として、創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援を追加し、施策の方向性として、グローバル人材の育成に理数系教育の充実、次世代の競技者、芸術家の応援を加えるなど、県として強力に推進する姿勢を示したいと考えています。また、新たな柱、創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援の創設に伴い、この柱の基本目標として、グローバル社会が急激に進展する中で、国際的な視野を持ち、異文化や多様な価値感を尊重しながら、他者と協働することができる子ども・若者を育成するための基本目標、世界を舞台に活躍する能力の育成、先を見通すことが難しい時代の中で、未知の事柄にチャレンジし、試行錯誤しながら、自らの能力を磨こうとする子ども・若者を応援するための基本目標、若者の新たな挑戦の応援の二つの基本目標を追加する予定であります。

続きまして、基本方策の追加整備について御説明いたします。新たな柱の創設や新大綱や、子ども・若者をめぐる新たな問題等を踏まえ、新たな基本方策を追加する等所要の整理を行い、現計画の14方策から20方策に変更しています。方策3の誰一人取り残すことのない教育の実現は、子どもたちの自信を育み、安心して学ぶことができる教育環境にするとともに、様々な困難を有する子どもたち

が健やかに成長できる教育の実現を目指すため、盛り込んだ方策です。方策 4、共生社会の実現や、多様な学習ニーズに対応した教育の推進は、グローバル化の進展や価値観、ライフスタイルの多様化などが進み、多様化の尊重が求められる中、共生社会の実現に係る教育を推進し、また、あらゆる人がいつでも学べる場、機会を提供できるよう盛り込んだ方策です。方策 9、障害のある子どもへの応援支援は、現計画の基本方策 6 の、様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実、の施策の方向性として盛り込まれているところを基本方策に引き上げたものです。障害のある子ども・若者について弱者として捉えるのではなく、社会を支える人材になり得るという視点から施策を展開していきたいと考え、様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実から切り分けたところです。方策 13、世界を舞台に活躍する能力の育成、及び方策 14、若者の新たな挑戦の応援は、基本目標で説明したとおりです。方策 15、子ども・若者の成長を支える担い手の養成、確保、支援は、現計画の基本方策 10、多様な主体による取組の推進と連携に、青少年育成活動の担い手の育成確保のみ施策の方向性として盛り込まれております。現在の子ども・若者を取り巻く環境の複雑化、多様化に対応するためには、青少年育成活動の担い手だけにとどまらず、医療保険の専門家や児童福祉に関する専門家など、様々な分野における担い手を養成・確保・支援する必要があると考え、施策の方向性から基本方策に引き上げ施策を充実させたいと考えております。

最後に文言の整理を行った方策として、方策 2、健康と安心安全の確保がございます。八街市の児童 5 人が死傷した事故を始め、犯罪や交通事故の被害者となる子どもが後を絶たない状況であることから、子どもたちが被害に遭わないための施策を推進して参りたいと考え、従前の健康と安心の確保に安全を加えたところです。

施策の方向性についてはこれから庁内関係課と協議調整を行いながら検討していくこととなります。本日の資料の施策の方向性は幾つか例示を挙げておりますが、新たに施策が加わっていくこと、どの基本方策に組み入れるか調整が入る可能性があること等、御留意願います。また現在挙げている 20 の基本方策に当てはめることが難しい施策が、庁内関係課との協議の中で出てきた場合、基本方策についても調整が入る可能性がある旨、あわせて御留意お願いいたします。

最後にスケジュールについて御説明いたします。策定スケジュールを御覧ください。次期プランの策定にあたっては、庁内組織である青少年総合対策本部において、関係各課と計画に盛り込む具体的な施策等について協議調整を進めて参ります。また、千葉県青少年問題協議会に対し、骨子案、計画素案、最終案を作成した都度、御報告し御助言をいただきたいと考えております。また現場の声を反映するため、国、県、民間支援団体等で構成する子ども・若者支援協議会や市町村に対する意見照会を行うとともに、現計画策定の際には、行っておりませんでした、新たな試みとして、中高交流会などを活用して、子どもたちに意見を照会

する予定であります。具体的なスケジュールについてですが、本日の会議でいただいた御意見や、後日開催を予定しております、青少年総合対策本部連絡員会議での意見、子ども・若者支援協議会への意見照会を踏まえ、7月中を目途に、骨子を作成したいと考えております。骨子を策定した後、計画に盛り込む施策等について、庁内関係各課と協議調整を行いながら計画素案を策定して参ります。作成しました計画素案について、12月下旬頃、第3回会議において、皆様から御意見をいただきたいと考えております。なお、次期プラン策定に係る議題を扱う予定はございませんが、現計画における前年度、令和3年度の事業評価を、8月下旬から9月上旬に開催予定の、第2回会議において委員の皆さんにお願いしたいと考えております。1月から2月にかけてパブリックコメントの実施や、子ども・若者支援協議会及び市町村への意見照会を行い、これらで得られた意見を踏まえて最終案を作成いたします。3月中旬ごろ第4回会議において作成した最終案について、委員の皆様から御意見をいただき、その後、青少年総合対策本部での決定をもって新計画と決定いたしたいと思っております。事務局からは以上です。

#### 【議長】

はい、ありがとうございます。ただいまの第4次千葉県青少年総合プランの骨子案について、主に第3次からの変更点に視点を置いて御説明いただいた上で、今度の策定スケジュールについても御説明いただきました。本日、第1回目の会議でございます。計画がきっちり作り込まれますと、なかなか意見が言いにくいという部分があるかと思います。今日は初回ですので、幅広く委員の方々から御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

#### 【委員】

LGBTQの文言が一つも入っていないのですが、どうなのでしょう。今、時代は多様化していて、私もそういうお子さんと面接をしています。どこかに文言として、特出しして見えるようにしたほうが良い方がいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### 【事務局】

LGBTQという文言は、国ですと「性的指向・性自認」という言葉を使用していることを確認しています。県で最近作成した計画も性的指向・性自認としているため、その文言で整理させていただきたいと思っております。取組としましては、まずはそういった性的指向・性自認に係る方々を知ってもらう広報啓発を、子どもだけではなくいろいろな方々にしていく必要があるということで、基本方策4の主な施策の方向性「共生社会の啓発」に入ってくると考えております。また、そういった性的指向・性自認の方々の相談体制については、各課に照会して県の取組としてあれば、2の柱の様々な状況下にある家庭、子ども・若者への支援の中の

相談の取組にも入る可能性があるかと思います。具体的な取組につきましては、また各関係各課と調整させていただきます。

**【議長】**

そうですね、具体的な取組が見通せない、書き込めないといった施策があると  
思います。よろしくをお願いします。

**【委員】**

1 点の質問と 1 点の要望をお願いしたいと思います。この、大きな骨子案の 3  
番に、図が載っておりますけれども、そのうちの 3 の柱の右側に 20 の基本方針  
が書かれております。基本方策 8 番に様々な困難や配慮を要する状況に応じた支  
援の充実、ということがございますが、前回の大綱の中には不登校の対応が、こ  
こで入っていました。不登校は今本当に大きな問題で、上昇率が大変な状況にな  
っております。これを省いたのはどういう理由ですかというのが質問です。

**【事務局】**

主な施策の方向性はまだ例示で、今後骨子が固まった段階で方向性の方を固め  
ていくということで、御理解いただきたいと思います。また、委員がおっしゃる  
通り、不登校の問題というものは確かに外してはいけない、例示であっても入れ  
ておかなければいけない問題ですので、修正をして骨子案の段階から、入れさせ  
ていただきます。

**【議長】**

委員御指摘のとおり、基本方策 6 番の主な施策の不登校への対応を何かしらの  
方法で明示していかげでしょうか。併せて、参考データになっているところも、  
不登校人数が 20 万人に迫ろうとしていると、こちらも入れていただいた方がい  
いかもしれませんね。御検討いただきたいと思います。委員、御意見は。

**【委員】**

はい。大きな 2 番のところなのですが、子ども・若者を取り巻く環境の変化と  
課題ということがございます。ここの上から 5 番目に、孤独・孤立の顕在化とい  
うのが入れてあり、素晴らしいですね。早々に対応されているということで、非  
常に感激いたしました。その下に、自己肯定感ということがございます。二つ目  
の要望は、この孤独・孤立、自己肯定感に関してです。言葉としては、皆さんそ  
れぞれに受けとめられると思うのですが、この総合プランでは、こういうことを  
こういう意味で使っているということが、誰もが説明できるようにしていただき  
たいというのが要望です。少しだけお話をさせてください。自己肯定感で申し上  
げますと、実際に今、自己肯定感ハラスメントなんて冊子が増えています。どう



ということかということ、要するに自己肯定感をやろうとしてむしろ子どもを追い込んでいないかということです。肯定感をやらなきゃ駄目だよという感じです。むしろあなたが存在する、すればそれだけでもいいのだという、そんなような意見が最近目立ちます。私はこの言葉は嫌いじゃないのですが、こういう意味なのですよということが、きっちりと言えるようにする必要があるのかなと思います。それと同じように、孤独・孤立がポンと入ったような感じがするので、やはりプランとしてはどんなふうな意味合いで使っていますよということが、誰もが言えるような、注釈などが入ることを要望します。

**【事務局】**

今いただいた御意見を踏まえまして、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

**【委員】**

3番の誰一人取り残すことのない教育の実現について、学校教育体制の整備という事が書いてありますね。これは青少年総合プランとしては、この施策としては、具体的にどんなことができるのか、というところをお聞きしたい。

**【事務局】**

具体的に申しますと、教育庁の方でやっております、専科教員等の取組、そういったものが一つ考えられるかなと考えております。あとは複数配置、チームティーチング、学校支援員、スクールサポートスタッフなど、そういった外部の方も含めまして、今日の学力向上やそれらに向けた支援体制を考えております。それについては教育庁と、連携しながら検討してまいります。

**【委員】**

そうですね、予算立てがないと、配置等については多分無理なことだと思いますので。この総合プランとしては、教育体制の整備という大きなテーマになっていますが、そういった書き方で大丈夫なのかということです。

**【議長】**

担当課ではないと思いますので、教育庁から情報提供をさらに受けて、その上で、更に書き込んでいくような形をお願いします。今おっしゃったような、高学年の専科教員を県の単費でというのは、全国的にもないかなり思い切った施策です。スクールソーシャルワーカーの配置、学習支援員の配置、または特別の配慮が必要なお子さんに対するサポートと、外国にルーツを持つお子さんサポート、この辺りはもうすでにやっているもので、特に千葉県で課題性が高いと思われ、既に展開されている取組ですので、ここで書き込まれてくるものになると思われま

す。上條委員御指摘のとおり、今の記載ですと具体的なイメージが湧かないので、例示的なものを書いていただいた方が良いかと。

**【事務局】**

わかりました。

**【委員】**

資料の1番から20番の方の中で一番なのですが、社会を生き抜く力の育成とあるのですが、その中で私が一番好きな言葉が、体験こそ力ってという言葉があります。要するに学校の教育だけですと、社会に出たら生きていけない。それはやはりいろんな体験をして、先輩後輩の関係を勉強したり、体験したりということによって力が生まれてくると思うのです。そういったことを考えた場合に、体験活動の推進の具体性がどうなのかなと。県議会で既にありますが、東金少年自然の家が5年後に廃止するという話があります。それは逆行しているのではないかなと思うのです。施設があった方が、子どもたちに体験場所を与えられるのではないかと、どうなのでしょう。

**【事務局】**

こちらの体験活動の推進につきましては、現在の3次計画でも、取組として入れておきまして、自然体験、生活体験、宿泊・合宿事業の推進、あとは、文化施設の体験等、そういった様々な活動を通しまして、学校では学べない新しい発想が生まれたり、コミュニケーション能力がその場で向上したり、自主性や協調性、自立心の育成ということで、非常に重要な取組だと考えています。

委員御指摘の具体的な取組については担当課でないため、この場でお答えすることは控えさせていただきます。

**【委員】**

施設面は、県の方の予算もありますから。これは、重要な取組になってくると思うので、もう少し考えてもらったらいいかと。やはり施設がないと、そういった場所が与えられない、大きな問題かなと思います。

**【議長】**

委員の話していただいたとおり、多様なプログラムの充実という形で、展開していただけますか。

**【事務局】**

はい。そこはしっかりと4次の計画でも、位置付けたいと思います。

**【議長】**

事務局に引きとっていただけて可能なものを反映していただきたいと思います。幅広い今のような御意見もお願いします。

**【委員】**

私の方からは全体的な感想と、要望という形になります。まず、子どもや若者を取り巻く環境の変化や課題は、大変複雑化・多様化している中で、現状の課題体制をデータで把握するという。これは私もとても必要があると思っています。しっかりと課題を分析して、それに対応した事業をぜひ続けて欲しいと思います。また基本目標に、自己形成支援、健康と安心の確保に、安全を追記したと、説明が先ほどありましたけれども、命を守ること、これが何よりも重要だと思えますので、子どもの頃からの交通安全教育の推進に関する事業を盛り込むなど、この計画がより充実したものとなることを期待しています。

もう一点が、先日、国において政府が提出したこども家庭庁設置法は、可決成立しまして、令和5年4月1日から、こども家庭庁の設置が決まりました。こども家庭庁の設置は、これまでの子供政策が、厚生労働省や内閣府など、組織や権限が分かれていることによって生じている弊害を解消・是正するために、子供政策に専門的に取り組む独立した行政組織を設置することで、行政組織と専任の大臣が司令塔となって、こどもまんなか社会の実現に向けて、政府一丸となって、取り組むことを目的としています。このこども家庭庁の設置を受けて、県の組織も今後見直しが行われるのかどうかについては、まだ聞き及んではいません。ですが、先ほど事務局からの説明のとおり、この青少年総合プランは、子ども・若者の支援施策を総合的に推進する計画ということですので、国のこども家庭庁の設置に向けた動向についても、十分に情報収集を図りながら、今後の作成作業を進めていただきたいと思います、要望させていただきます。

**【議長】**

はい。ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。特に後者については、子どもは担当課別でも縦割りにもなりませんので、子ども中心に考えると、やはり総合行政的な考え方がもう必須なのだと。それがうまく実現できないのであれば、組織の組み直しも含めてというような、御意見だったと思います。

現時点で、事務局から開示できることはありますか。

**【事務局】**

こども家庭庁の動向につきましては、今、委員から御説明があったとおりでございまして、さらに追加いたしますと、今回議論いただいているプランも、国の子供・若者育成支援推進大綱を参考にしております。子ども・若者の育成や少子

化、貧困の対応を、一体的に作成・推進する「こども大綱」というものを、国の方で策定するという事としております。ただそれがいつ策定されるか、詳細については不明です。この青少年総合プラン、千葉県のプランは、国の動向を見つつ策定していきますが、それによって本計画期間に空白ができてしまうのは良くないだろうということで、この次期プランは計画どおり、策定を進めていきたいと考えております。また近隣の県にも確認したのですが、例えば埼玉県や神奈川県も、今計画を作っているところがございます、国の動向を見ながら、策定の方は着々と進めていきますという千葉県と同じ考え方でやっていることを確認しております。

#### 【委員】

18 番の、子ども・若者を守る環境の整備に、成人年齢への対応というのがありますが、具体的にどんなことができるのでしょうか。

#### 【事務局】

現在想定しているのは、例えば成年年齢を引き下げたことにより、課題が出てくる所です。例えば契約の問題、消費者契約に係る問題があります。成人年齢引き下げによって、いい面も多くあるのですが、課題も出てきていますので、そういったことを広報啓発していくということは必要と考えております。ここについては、他にもいろいろな取組や、課題に対する対応を精査させていただいて、今後御説明させていただきます。

～ その他 ～

#### 【議長】

それでは、会議終了後に意見があった場合は、事務局の方に御連絡をいただければと思います。ありがとうございました。

では、議題の1を終了したいと思います。つづきまして、その他として委員の皆様からこの場において、情報共有が必要であるということがあれば共有していただきたいのですが、せつかくでするので一言ずつ、日頃課題と感じていらっしゃることや、実際に取り組まれていることを是非、頂戴できればなと思います。

#### 【委員】

資料にも書かれておりますが、SNS・インターネットに起因する事件というのは非常に増加しております、問題に思っています。働きかけとして、安全な利用について裁判所の方でも、教育的に働きかけていくという機会を今年度から充実していこうとしております。犯罪被害に遭う児童も多いと思うのですが、犯罪加

害に気づいたら変わってしまったというケースも非常に多いのではないかと思います。裁判所の立場としては、加害も減らしていくということも必要なのかなと考えております。

**【委員】**

私はPTAの代表で来ていまして、この総合プランの、4番目の柱である子ども・若者の成長を支える地域・社会づくりの部分に非常に関わりが大きいのかと思います。この2年半のコロナの中で、PTA活動が制限されていましたが、子どもたちは毎日学校に通っています。その中で地域の方達と連携して、また学校とも連携しながら、どのように子どもたちを支えていくかと考えながら動いています。

県のPTAの連絡協議会に加盟している学校は約900校、会員30万人以上、子どもたちが35万人以上もいます。そうした中、動いているので、それぞれの学校で、その地域の特性を生かしながら、子どもたちを支えていくというような動きがあります。この青少年総合プランは30歳をめどにしていますが、子どもたちの見守りや、支えることはすごく大事なポイントと思っていまして、今回のこの会議でも資料を見させていただくと、いろいろな所と連携することを書かれています。その中で今後どのような形で、具体的に形にしていくかということがすごく重要かと思います。コロナは関係なく、どんどん前に進められる内容だと思っていますので、PTAとしてもいろいろ話をしながら、協力できるところは全面的に協力していきたいと思っています。

**【委員】**

この2年くらいコロナ禍でなかなか活動できなかつたのですが、昨年10月ごろからコロナが右下がりになってきた時点で、活動地区パトロールや、子どもたちの安全安心のために、危険箇所等の見守りをしました。その活動の中で、私たちには知り得なかつた変質者等の情報が、学校から連絡が来ることがあります。情報を得て即パトロールはできなかつたため、保護者や各地域の人たちに情報を伝え、各人買い物の際に協力しながら、できる限り私たちも外に出て、子どもたちの安全を見守りました。また、委員の施設見学においても、活動の参考のためにいろいろな所へ行きたかつたのですが、受け入れ施設側も、コロナ禍の中で受入不可ということがありました。年間を通して、子どもたちがコロナ禍でも学校へ行っている中で、見守り活動しかできなかつたことが残念だったと、会議等で地区の代表者が言っていました。今年度は行事等をやりながら、列車補導や県下一斉パトロール等を実施していけたらということで、各市動いております。

**【委員】**

私は青少年相談員の代表として来ております。青少年相談員は1期、3年の任

期で、今年の4月が任期替えの年でした。今資料の基本方策15番にあるように、専門性の高い人材の育成などありますけども、やはりなり手不足が非常に多い。PTAの方もいらっしゃるんですが、PTA役員やらなくていいから青少年相談員をやると、そういうやり方で入ってくる人が多いです。私たちが欲しいのは、PTAは物足りないから青少年相談員をやる、そういう人たちが欲しいのですけれども、なかなかやはりなり手不足人材不足というのがまさに、我々の問題であるなど感じているところでもあります。ただこの策定の中で、青少年相談員の名前がはっきり出ていますので、我々も身を引き締めて一生懸命頑張っていきたいと思っている次第でございます。

### 【委員】

民生委員・児童委員をしております。委員と全く同じで、なかなか民生委員になってくださる方が少ない。もっともっとPRしなきゃいけないと思っています。民生委員は地域に入って、いろいろな事がたくさんできます。例えば、子どもや赤ちゃんからお年寄りまでが関わりあう中では、特に子どもたちの朝の挨拶運動です。いってらっしゃい、気をつけてねと言う時、こっち側は大きな声で言うのですが、子どもたちはちょっと恥ずかしそうにしています。それも何回かやっているうちに、元気に挨拶を返してくれるということがあります。

また委員は、地域で子どもたちの参加するような餅つき大会等、いろんなお祭りにも参加しているのですが、コロナ禍のためもう2~3年できておらず、委員としても残念でならないです。ですから、もっと子どもたちの触れ合う学校とも関わりを持たせていただきたいと思っています。また、この資料にも出ていますが、誰一人取り残さない教育の実現ということで、やはり不登校の子は、子どもさん自身や、親御さんのことなどいろいろ課題があるかと思いますが、なんとかならないかと思っています。

### 【議長】

お二方の人材不足の件は、全国的にも非常に問題で、人口減少地域においてはなり手の頭数自体が、都市部においては主体意識がなかなか持ちにくい、ちょっと施策でなんとかできるのか難しいですが、これはとても深刻で重要な問題を御指摘いただいたと思います。ありがとうございます。他委員、何か御意見ありましたら。

### 【委員】

SNSに起因する問題が顕在化していると思うのですが、資料1にもあるように、子ども・若者が過ごす場における状況の変化、今の家庭であったり、学校であったり、地域であったり、働いている場であったりとか、そういった場がありますが、そこに体を置いていても、このネット空間って言うのが、重なっていると思

います。このネット空間というものについて、SNS は多少はやりますけれども、やはりもう私も年代的に、全く理解できない。今ネット空間というのが広がっていて、理解しようともなかなか理解ができない。そういった中で、この子どもや若者が、現実の世界と非現実世界、仮想空間、いろんな所に身を置いているような状況。私たち大人はなかなか経験ありませんし、自分の経験に照らし合わせてということも難しく、今やってみようと言ってもなかなかできない状況です。そういった伺い知れない所で、子どもや若者のどのような声があるのかという、生の声を聞き取っていくことが、とても重要ではないのかなと思います。

#### 【委員】

他委員からも SNS の話がありましたが、私一つすごく心配しているのは、今、非行が低年齢化しているということです。私も長年警察にいて少年等の問題に携わってきましたが、25、6年前の状況に今戻りつつあります。千葉県内 100 校、道徳モラル教室をやっておりまして、私も講師の 1 人として、30 件ほど回っていますが、直接子どもたちに呼びかけたり、または教員等へ研修をしたりしております。その中でやはり、性加害と性被害、パパ活という援助交際が堂々に行われている実態や、薬物、大麻や覚せい剤が少年の手に渡ってきているという現状があります。千葉県内でも少年事件の認知件数はずっと減少の一途をたどってきたわけですが、このコロナが開ける今年の夏休み、ここは非常に開放的な夏休みになることで、薬物乱用が心配されます。日々私もいろんな子どもたちと話をしている中で、中学生・高校生の年代で、薬物の乱用をしたという子どもが非常に増えてきました。再び、過去の時代に戻るのではないかという強い懸念があります。

#### 【委員】

千葉県のいじめの対策調査会の会長を務めさせていただいています。現在のいじめの状況ですが、国も県も教育委員会がいろいろ一生懸命にやっています。しかし残念なことに現状、学校や教育委員会は子ども同士のいじめの問題は解決したけども、親と解決できないということが、全国的にあり、本当に苦勞しています。本当は子どもを一番大事にして解決していかなきゃいけない問題ですが、これが今全国であるということがいじめ問題の側面かもしれません。

#### 【委員】

今、相談員さんや PTA さんから、なり手がいないという話がありました。私も青少年団体をやっているのですが、役員が回ってくるからという理由で子ども会をやる人がいません。子どもは地域の宝なのだから、地域で子どもを支えないといけないと思っています。千葉県には子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト等がありますが、例えば子ども会の会員ですと、千葉県で 8 万人近くいたのが今 3 万 5 千人で半分となっています。全国ですと、過去 800 万人が、今は 300 万

人と減っています。そんな状況で前知事の、子どもを育てるという政策の中に、各団体に対する補助金があったのですが、内容が相反することがあったと思います。例えば子ども会の市町村からの補助金は100万円単位です。そんな中で千葉県からは、8万円です。そして毎年少しずつカットしています。子どもを育てるという中で、県行政の方も、仕組みではなく資金的な面である程度バックアップも必要なのかなと思います。それにより、学校教育で得られないものを、青少年団体に体験することによって、学校とは違う場での育成になるのかと、それにはある程度の資金も必要かなと。言葉じゃなくて実行力のある行動を起こしていただきたいなど、そんな感じでございます。

**【議長】**

担当課としては同じお気持ちかと思うのですがけれども、なかなか全体的に難しいところもあるかと思しますので、引き続き努力してもらえればと思います。御意見をいただきましてありがとうございます。

それではひととおり皆様に御意見いただきましたので、事務局に議事をお返ししたいと思います。皆様、御協力頂きましてありがとうございました。

**【司会】**

貞廣会長、出席者の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。

以上をもちまして、「令和4年度第1回千葉県青少年問題協議会」を閉会させていただきます。皆様ありがとうございました。

令和4年7月12日

千葉県青少年問題協議会